

## 参考資料②

保険法の見直しに関する中間試案・  
同補足説明  
(抜粋)

## 目 次

1. 「保険の意義」関連部分 . . . . .	2
2. 「生命保険契約における現物給付」関連部分 . . . . .	5
3. 「保険料積立金等の支払」関連部分 . . . . .	6
4. 「未成年者の死亡保険」関連部分 . . . . .	12
5. 「保険募集」関連部分 . . . . .	13
6. 「保険金支払」関連部分 . . . . .	15
7. 「損害保険会社に対する先取特権」関連部分 . . . . .	19
8. 「傷害・疾病保険契約に関する規定の創設」関連部分 . . . . .	20

## 1. 「保険の意義」 関連部分

### 【中間試案】

(注1) 保険法(第2以下の各規律)の適用の対象となる「保険」の意義については、例えば、「保険、共済その他いかなる契約の類型であるかを問わず、発生するかどうか又は発生の時期が不確定な一定の事故(一定の偶然の事故)が発生する危険に備えるために、多数の者がその危険に応じて保険料を拠出し、事故が発生した場合にその拠出を受けた者が金銭の支払その他の給付をし、危険への備えを実現することを内容とする仕組み」をいうとすることが考えられるが、これを法文上規定することの当否を含め、なお検討する。

### 【同・補足説明】

商法は、第629条及び第673条において損害保険契約及び生命保険契約の意義に関する規定を設けているが、これらはいずれも「保険」に当たることを当然の前提としている。また、商法第502条第9号や保険業法等の各法律も「保険」という文言を定義することなく用いており、「保険」という文言の内容は定義がなくとも常識に従って定まるとも考えられる(部会では、危険に関する告知(第2の1(3)等)や危険の増加(同2(1)等)等の個々の規律の内容から自ずとその範囲は定まる旨の指摘もされた。)

そこで、「保険」の意義を明文で規定すべきかについては、更に検討する必要があるが、これについて検討しておくことは、保険法の適用範囲(保険法が適用される「共済等」の範囲等)を明確にするとともに、大数の法則や収支相等の原則等の保険法の各規律の前提となっている考え方を明らかにする意味があると考えられる(ただし、これはあくまでも第2から第4までの規律を適用すべき「保険」の実質的な範囲を画するための検討であり、これと保険業法等の監督法上の「保険」の意義とは、その法律の目的を異にする以上、必ずしも一致しなければならないものではないと考えられるが、部会では、これにも間接的には影響し得るため、それをも踏まえて検討する必要があるとの指摘がされている。)

(注1)に記載の保険の意義のうち、「保険、共済その他いかなる契約の類型であるかを問わず」とは、上述したとおり保険と共済等とは別個の制度であるとしても、契約法の規律が適用されるかを考えるに当たっては、その契約としての実質に着目する必要があるという趣旨である。

「発生するかどうか又は発生の時期が不確定な一定の事故」は、商法第629条の「偶然ナル一定ノ事故」と同義であり、この偶然性は、生命保険契約や傷害・疾病保険契約においても必要とされる保険の本質的要素といわれている。

「発生する危険に備えるために」は、保険がリスクの発生に備えて、リスクを移転・分散させるための制度であるという趣旨を表そうとするものである（これによって、専ら利得を目的としている賭博と保険とを区別することを意図している。）。

「多数の者がその危険に応じて保険料を拠出し」は、大数の法則によってリスクを平均化し、保険契約者がそのリスクに応じた保険料を拠出し合うことによって、リスクを分散させるための制度が保険であるといわれていることを表すものである。

ここにいう「多数の」という文言については、衛星保険やモデルの脚の保険のような現に多数の保険契約者が存在しないと思われるものがあることを踏まえると必ずしも適切ではないとの指摘も考えられるが、契約法では大数の法則を基本的な要素として考えることが分かりやすく、この法則は危険に関する告知や危険の増加等の基本的な規律の前提になっている考え方でもあるから、これを明確にしておくことは意味のあることと考えられる（部会では、このような保険も多数の者が加入することが可能である以上は「多数の」に当たると考えることもできる旨の指摘がされた。）。

また、ここにいう「危険に応じて」とは、どの程度の厳密性を要求するかについて検討する必要があるが、例えば、保険契約の締結時に告知を求めたり、被保険者の対象を何らかの形で限定したり（例えば、生命保険契約であれば年齢制限を設けたりすること）している場合には、この要件を満たすということもあり得ると考えられる（部会では、公正な保険数理に基づくということが重要であるとの指摘等もされたが、他方で、これを厳密に考えすぎると結局「保険」の範囲が狭くなり、保険法の適用範囲から漏れるものが多くなってしまおうという問題があるとの指摘がされた。）。また、企業や労働組合では一定の事由（構成員の死亡等）が発生したときに「見舞金」程度の給付をする制度があり、このようなものは、その給付額によるものの、「危険に応じて」という要件を満たさないとも考えられる。

最後に、保険契約は保険事故が発生した場合に保険料の拠出を受けた者が金銭の支払その他の給付をし、危険への備えを実現するものであるとの記載は、保険がリスクを分散させてこれが現実化した場合のための制度であることを表すものである（部会では、いわゆる保険デリバティブは損失の補てんとしての性質を有していないという点で保険契約（損害保険契約）と区別されるとの指摘があり、「危険への備えを実現する」は、こ

れを意識したものである。)

(注1)では、保険の基本的要素(骨格)について提案しているが、民法上の保証や商品の販売業者による商品保証等のような保険類似の契約等と保険契約とを区別することができるかという視点からも検討する必要がある。保険デリバティブ等の近時の保険と類似の代替的なリスク移転の制度があること等を視野に入れると、更に保険の意義を明確にする必要があると考えられる(部会では、近代の保険会社には資本が重要であることや、保険と金融とが融合してきているという視点も必要との指摘もされた。)

なお、保険法が適用されるのはいわゆる私保険であり、いわゆる公保険は含まれないといわれているが、既存の各法律や各種制度と保険法の関係についても、今後整理する必要があると考えられる。

## 2. 「生命保険契約における現物給付」 関連部分

### 【中間試案】

#### 生命保険契約の意義

生命保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者の生存又は死亡に関して一定額の金銭の支払〔その他の一定の給付〕をすることを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

(注1) 「その他の一定の給付」は、労務や役務（サービス等）の提供等の金銭の支払以外の方法による定額の給付（保険契約において、保険給付の内容が定められ、又は保険給付の内容を客観的な基準で確定することとされている場合における給付をいう。）である。このような規律とすることの当否や他の規律との関係については、なお検討する必要があるため、〔 〕を付している。

### 【同・補足説明】

現行商法第673条は「一定ノ金額」と規定していることから、金銭の支払による給付を想定していると考えられるが、部会では、今後の高齢者社会を見据えると、将来的には介護サービスの提供や老人ホームへの入居権を付与する等の金銭の支払以外の方法による給付も想定されることから、保険法でもこれを前提した規律とすべき（そうしないと、このような給付を定める契約に保険法が直接適用されないことになってしまう。）との指摘がされている。

これに対しては、保険契約者の多様なニーズにこたえることになるとして賛成する意見がある一方で、給付の内容が支払った保険料と見合っているかを担保する必要があるとか、金銭による給付よりもインフレリスクを伴うこと等から監督法上の規律の要否という側面からの検討も必要であるとか、保険法の他の規律（例えば、保険金受取人の指定及び変更の規律の内容等）との整合性について検証する必要があるとの指摘等がされている。

なお、部会では、損害保険契約との区別が不明確になるとの指摘もされたが、「その他の一定の給付」とは定額給付であり（(注1)の括弧内参照）、損害のてん補による定めをする場合はこれに当たらない（損害保険契約そのものである）。

### 3. 「保険料積立金等の支払」関連部分

#### 【中間試案】

保険期間満了前に保険契約が終了した場合には、保険者は、保険契約者に対し、将来の保険金の支払に充てるべき保険料をもとに算定した〔一定の金額〕を支払わなければならないものとする。

(注1) 「一定の金額」の具体的内容については、契約の終了事由ごとに検討すべきであり、例えば、保険者の破産の場合（(3)参照）には、保険契約の終了までに保険契約者が支払った保険料の総額のうち将来の保険金の支払に充てるべき保険料として相当な金額とすることが考えられ、保険契約者による任意解除の場合（(1)参照）には、保険契約において保険料の計算の基礎とされるべきものを維持するために必要な金額（保険契約者が契約の解除をしたこと等によって保険料の計算の前提が維持されない場合におけるその維持のために必要な金額）を考慮した規律を設けることが考えられるが、現行商法の規律との関係やその実効性を含め、なお検討する。

(注2) どのような契約をこの規律の適用対象とするかについては、なお検討する（なお、3(4)の(7)の場合（保険契約者の故意による保険事故招致の場合）には、法律上は保険者において「一定の金額」の支払責任を負わないものとする。）。なお、いわゆる保険料不可分の原則については、第2の4の（損害保険契約の終了関係後注）2参照。

(注3) 「一定の金額」の請求権は、〔2年間〕〔3年間〕行使しないときは、時効によって消滅するものとする（この規律については、第2の3(8)の（注1）及び（注2）参照。）。

(注4) 片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

#### 【同・補足説明】

現行商法は、第680条第2項及び第683条第2項において、それぞれ規定されている場合には、保険者が保険契約者に対して「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」を払い戻さなければならないと規定している。

ここにいう「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」とは、平準保険料方式（死亡保険契約を例にとると、毎年の死亡率に相当する保険料（自然保険料）を徴収するのではなく、保険料を平準化した上で、将来の保険金の支払に充てる保険料を前もって徴収し、一定の時期以降はその保険料を自然保険料に充当していく方式をいう。）を前提としていると

いわれているが、商法制定時には、次のような例を挙げて説明されていた。

すなわち、保険金額5000円の生命保険契約を締結し、月々30円の保険料を支払うという事例において、その月々支払うべき30円の保険料については、まずその中から営業費（2円）を引き去り、更に年々死亡する者に支払うべき保険金の割合（15円。他の者に対する保険金の支払に充てられる部分という意味と考えられる。）を引き去り、その残額（13円）を保険者において被保険者のために積み立てたものであると説明されていた。

また、学説上、伝統的には、保険者は毎決算期において保険契約上の責任に備えるために、収入保険料のうちから責任準備金を積み立てることを要し、「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」とは、この責任準備金のうち当該被保険者についての契約に対応する部分をいうと説明されてきた（学説上、保険者が支払うのは被保険者のために積み立てられた金額そのものではなく、そこから一定の金額を控除した金額であるとの指摘もされている。）が、平成7年の保険業法の改正によって、保険契約者が保険料積立金に対して有する権利は責任準備金中の保険料積立金とは切り離され、「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」の概念が変容した旨の説明がされることもある。

また、生命保険契約の実務では、現行商法が「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」を払い戻さなければならないものとしている場合については、約款上「責任準備金」という名の金額を支払うこととしているが、他方で、保険者の責任開始後の保険契約者による任意解除、告知をしなかったことによる契約の解除、保険料不払による契約の解除（失効）等の現行商法では「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」を払い戻すとはされていない場合については、「解約返戻金」（別の名称で呼ばれることもある。）を支払うこととされているのが通例といわれている。

このいわゆる解約返戻金については、伝統的には、被保険者のために積み立てた金額からいわゆる解約控除をした金額であり、その控除する額については賠償額の予定がされているとか、解約返戻金の支払自体が保険契約に基づく独自の給付である等との説明がされてきたが、部会では、解約返戻金の額は保険者が商品内容を決するに当たってどのように設定するかという価額設定の問題であり、また、近時は保険料や解約返戻金の算出方法には様々なものがあり、解約控除という発想で考えることはできないとの指摘がされた。

例えば、市場金利連動型の契約では、一時払保険料から契約当初に新契約費用を控除することがあり、金利の変動に応じて保険料積立金の額を変動させ、それを解約返戻金



の額に反映していると説明され、また、低（無）解約返戻金型の契約では、大まかに説明すれば、解約返戻金の額を設定した上で保険料の額を逆算して算出する方法が採られている（解約返戻金の削減分を保険料の低廉化に反映していると説明されている。）ようであり、このような契約では保険料積立金から一定の解約控除をするという発想で解約返戻金を捉えることはできないと説明されている。

部会では、以上の状況を踏まえた上で、契約法上規律を設けるべきか、設けるとした場合にはどのような規律を設けるかについて議論がされており、保険期間満了前に契約が終了した場合には、保険契約者が一定の金額の支払を保険者に請求することができることを契約法上明示しておく必要があるとの指摘がされた一方で、契約法上の規律を設けるとすれば、裁判規範となる内容の明確なものである必要があるとか、消費者にとってその内容が分かるものでなければ意味がないとの指摘や、契約法だけではなく監督法上の規律も併せて考える必要があるとの指摘等がされた。

(5)と(注1)では、現段階での大まかな議論のたたき台を示すにとどまっている（特に(注1)の内容については部会で意見がまとまっているわけではない。）が、その内容は以下のとおりである（部会では、「公正な保険数理等」に照らして合理的かつ妥当な方法で算出された金額を支払うということを規定すべきとの指摘がされたが、契約法では「保険数理」の内容等を明確にすることを検討する必要があると考えられる。）。

まず、(5)では、保険者は保険契約者に対し将来の保険金の支払に充てるべき保険料をもとに算定した〔一定の金額〕を支払うものとしている。この規律の効果は、保険契約者に〔一定の金額〕の請求権を付与する点にあり、仮に解約返戻金等として支払が約定された金額がある場合において、その額が〔一定の金額〕に満たないときは、保険契約者は、その不足分の支払請求権を別途有することになると考えられる。

この内容については(注1)に記載しており、〔一定の金額〕については、契約の終了事由ごとにその内容を検討すべきこととしている。これは、部会で、保険者の破産（(3)参照）や戦争等による保険者の免責（(3)(4)の(I)参照）のように現行商法上「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」を払い戻すとされている場合と、保険契約者による任意解除のように実務上解約返戻金を支払うとされている場合とは分けて考える必要があるとの指摘があったことを受けたものである。

(注1)のうち、「保険契約の終了までに保険契約者が支払った保険料の総額」との記載は、〔一定の金額〕の計算に当たって、まずは、保険契約者が保険者に対して支払った保険料の額（厳密には、これに予定利率によって計算した利息の額を合算した額）を考え

るのが素直と考えられることを表したものである。これに対し、「将来の保険金の支払に充てるべき保険料」は、将来の保険金の支払に充てるべき保険料は基本的に保険契約者に返還する必要がある、裏から言えば、既に経過した期間に相当する保険料は危険負担の対価として保険者が取得することができるということを表している。

もっとも、保険料を算定するに当たっては、保険事故の予定発生率や予定利率、予定事業費率等を計算の基礎としており、将来の保険金の支払に充てるべき保険料の額を計算するに当たっても、この計算基礎をどう設定するかが問題となるが、これは、契約の種類や内容、どのような保険者とどのような保険契約者との間の契約かなどを総合的に考慮の上で、計算基礎とすることが合理的かどうかという観点から、判断されると考えられる。また、このような計算基礎から導かれる金額の相当性についても問題とされるべきと考えられる。「相当な金額」という文言は以上のようなことを表しているが、その具体的な意味については更に検討する必要があると考えられる。

そもそも保険契約では、一定の前提的な条件をもとに保険料を算定しており、保険契約が途中で終了する場合には、将来の保険金の支払に充てるべき金額をそのまま保険契約者に支払うことが相当ではない場合もあると考えられる。

例えば、契約締結にかかった費用のうち未償却のものについては、保険契約者からその費用を回収する前提で保険料の計算基礎を設定していたのであれば、その分を解除に当たって保険者が取得することとしなければ、計算基礎を維持することができなくなるばかりか、結局これを他の保険契約者が負担することになり、保険契約者間の衡平を害することにもなる。

また、例えば、保険料を元手に長期間運用する前提で予定利率を定めていたところ、早期に解約された場合には、長期間運用する前提の利率では高すぎることになるから、これを調整する必要もあると考えられる。

さらに、いわゆる保険料積立金の額は、多数の保険契約者の集団（保険群団）全体にとって、被保険者の年齢や健康状態等のバランスがとれるように設定されていると考えられる（将来、当該保険契約者の契約における被保険者について保険事故が発生する可能性もあれば、他の保険契約における被保険者に保険事故が発生する可能性もある。）ところ、例えば、健康状態のよい被保険者の契約ばかりが解除されると、そのバランスが崩れ、当初の計算基礎の前提が維持困難（不可能）となることも想定される。

（注1）は、以上のような点を〔一定の金額〕の算出に当たって考慮する必要がある

ということに記載したものであり、これは実際の死亡率や運用利率等が予定死亡率や予定利率等と異なった場合にこれを〔一定の金額〕の算出に当たって考慮するという事ではない。あくまでも、保険契約者が契約の解除をしたこと等によって保険料の計算の前提が維持されない場合にはその維持のために必要な金額を考慮して〔一定の金額〕を算出するという事である。

これに関連して、以上のような実質的な規律を民法又は消費者契約法から導くことができるかについても検討する必要がある。民法の不当利得（同法第703条以下）との関係では、保険者が利得をし、そのために保険契約者に損失が生じているということが出来るかについて議論の余地もある。消費者契約法（特に同法第9条第1号）との関係についても、（注1）の後半部分で考慮していることを損害賠償の額の予定又は違約金に当たるということが出来るかという問題があり、そもそも保険料算定に当たっての計算基礎を維持するという発想に基づく保険契約の本質とも関連する考え方であるから、消費者契約法の「平均的な損害」に当たるかどうかという観点で考えることは実態にそぐわず、相当ではないようにも考えられる。

今後、（注1）に記載した内容を更に明確なものにしていく必要があるし、併せて現行商法の規律との関係や監督法上の規律との関係についても整理する必要があると考えられる（部会では、解約返戻金の額の開示や計算方法等の説明について規律を設けるべきとの指摘もされたが、契約法でその内容を一義的に規定することの当否については議論の余地があるようにも考えられる。）。

（注2）は、規律の適用対象について記載している。

まず、例えば、保険期間が短期（例えば1年）である生命保険契約（さらに保険期間が短期の傷害保険契約等）についてはそもそも保険料積立金がないと考えられるが、このような契約についてこの規律との関係をどのように考えるか（これらの契約についてはそもそも適用されないという整理をするのか）について検討する必要がある。

また、現行商法上、いわゆる告知義務違反による解除（同法第678条）と保険契約者の故意による保険事故の招致（同法第680条第1項第3号）の場合については、「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」を払い戻す旨の規律は設けられていないが、このうち告知については少なくとも解約返戻金は支払うべきとの立法論的な提案がされており、部会でも(5)の規律の適用対象とすることについて異論はない。

これに対し、（注2）では、保険契約者の故意による保険事故の招致の場合には現行商

法の立場を維持している（実務上解約返戻金相当額を支払うこととしている例もあるようであり、このような約定は否定されないと考えられる。）。

なお、現行商法第683条第2項には「保険者カ保険金額ヲ支払フコトヲ要セサルトキ」という文言があり、(5)にはこのような記載がないが、(5)も同様の場合を前提としていることに変わりはない。

さらに、(注2)では、保険料不可分の原則についても記載しているが、保険料積立金のある契約では、その額の算定に当たって契約終了時の保険料期間に対応する保険料の額を考慮していることから、これとは別に契約終了時の保険料期間のうち未経過の期間に相当する保険料の額を返還するということを考える必要はないとの指摘がされている。これに対し、保険料積立金のない契約については、契約終了時に、損害保険契約と同じく未経過の期間に相当する保険料の額を算出した上で支払額を算出しているとも考えられるが、更に検討する必要がある。

なお、部会では、損害保険契約のいわゆる積立保険に関する規律を保険法に設ける必要性についても併せて検討する必要がある旨の指摘がされている。

(注3)では、現行商法第682条の規律を維持しているが、時効期間については保険金請求権等の消滅時効期間（3(3)参照）と併せて検討することとしている。

## 4. 「未成年者の死亡保険」関連部分

### 【中間試案】

（一定年齢未満の）未成年者を被保険者とする死亡保険契約のうち一定の保険金額を超える部分を無効とすることについては、なお検討する。

### 【同・補足説明】

現行商法上、これについて直接規定した規律はなく、基本的に未成年者を被保険者とする死亡保険契約も許容されると解されている。これに対しては、学説上、諸外国の立法例を参考にして、一定年齢未満の未成年者を被保険者とする死亡保険契約を禁止すべきとか、未成年者を被保険者とする死亡保険契約については保険金額の上限を法定すべきとの立法論的な提案がされることがある。

また、部会でも、モラル・リスクへの懸念や、未成年者を被保険者とする死亡保険契約を締結することの必要性やその当否に対する疑問等から、上記立法論と同様の指摘がされた（保険金額は「葬祭費程度」（300万円から500万円という例が挙げられた。）に限るべきとの具体的な指摘もされた。ただし、部会では、「未成年者」という文言を文字通りの未成年者という意味で用いた意見もあれば、幼児や小学生以下という意味で用いた意見もある。）。

他方で、未成年者を被保険者とする死亡保険契約を締結する動機にはいろいろなものがあり、契約を締結することができるかということやその保険金額の上限を契約法で一律に定めることには反対との意見、このような契約を締結する必要があるかは市場においてそれぞれの保険契約者が判断すべき事柄であるとの意見、モラル・リスクについては保険者の免責等の規律や刑事法において対応すべきとの意見等が出された。また、未成年者を被保険者とする死亡保険契約は相当数あること、未成年者を被保険者とする契約については、個々の事案ごとに保険金額がいくらかを考慮した上で慎重に引受けの審査をしていること（実務上は保険金額が高額な契約ばかりではない旨の指摘がされている。）、未成年者が殺害される事案は無理心中の事案が大半であること等についても指摘されている。

以上の指摘を踏まえて、未成年者について一定の保険金額を超える契約を無効とする旨の規律を設けることの必要性やその当否について検討することになると考えられる。

## 5. 「保険募集」関連部分

### 【中間試案】

保険契約の募集や締結の際の規律（例えば、保険契約者側に対する情報提供に関する規律、これをしなかった場合の効果に関する規律等）を契約法上設けることについては、なお検討する。 【各契約共通事項】

### 【同・補足説明】

部会では、保険契約の募集・締結時の説明義務について規律を設けるべきとの意見が出されたが、保険契約における説明義務や書面の交付等については、既に保険業法や金融商品の販売等に関する法律等において規定されており、これらとの関係を踏まえて慎重に検討する必要がある旨の指摘がされている。また、私法上は、信義則を根拠として説明義務が認められることもあり、これに違反した場合には損害賠償が可能な場合もあるが、契約法でこれを規定するとその内容を厳密に規定することになり、実態に即した形で対応することを困難にしてしまうというおそれがないかについても検討する必要があると考えられる。

さらに、部会では、保険者に対する損害賠償の範囲等の損害賠償の特則を設けるべきとの意見が出された。この問題意識としては、保険募集人が契約締結時に必要な説明を怠った結果、被保険者等の保険金請求権者が必要な給付を受けられなかった場合には、既払の保険料相当額等が損害として認められることでは不十分であり、このような場合には、保険事故によって生じた損害の額（生命保険契約等では保険金額）の損害賠償が認められるべきというものである。しかし、損害賠償の範囲は民法上の損害賠償における相当因果関係（同法第416条参照）の有無という観点から定まるものであり、場合によっては保険事故による損害の額（保険金額）が賠償されるべき損害の額と認定されることがあると考えられるが、そうではない事案について民法の特則を設けることの当否については議論の余地があるし、その他の損害賠償の特則を設けることについても同様の観点から検討する必要があると考えられる。

## 6. 「保険金支払」関連部分

### 【中間試案】

- ① 保険金の支払について期限の定めがないときは、保険者は、保険金の支払の請求を受けた後、保険事故の発生並びに損害の有無及び額の確認のために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わないものとする。
  - ② 保険金の支払について期限の定めがある場合であっても、その期限が保険金の支払に当たり確認が必要な事項に照らして相当な期間を超えるときは、保険者は、その相当な期間を経過した時から、遅滞の責任を負うものとする。
  - ③ 保険契約者又は被保険者が①又は②の確認を故意に妨げ、又はこれに欠くことのできない協力を正当な理由なく拒み、これによってその確認が遅延することとなったときは、保険者は、その遅延した期間について、遅滞の責任を負わないものとする。
- (注1) ②の「相当な期間」に関し一定の日数を法定することについては、なお検討する。
- (注2) ①は任意規定とし、②及び③は片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

保険金の請求や支払に関する保険者の責務（例えば、保険契約者側に対する説明等）について契約法上の規律を設ける必要があるかについては、なお検討する。【各契約共通事項】

### 【同・補足説明】

保険金支払債務について保険者が遅滞の責任を負うべき時期に関しては、現行商法上は特段の規定がなく、特約がない限り、保険事故の発生という不確定期限付きの債務として、保険者が保険事故の発生を知った時から遅滞の責任を負う（民法第412条第2項）と解する見解と、特約がない限り、期限の定めのない債務として、保険者が履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う（同条第3項）と解する見解とがあるが、後者（期限の定めのない債務）が一般的といわれている（民法上、期限の定めのない債務についての遅滞の責任は、請求が到達した翌日から生じると解されている。）。

しかし、保険事故による損害が生じた場合に保険者が損害のてん補をするという損害保険契約の性質にかんがみれば、保険金の支払の請求があった場合に、保険者が保険事故及び損害の発生の確認をし、必要な場合に損害額の算定を行うことは、損害保険契約における保険金の支払のプロセスにおいて必須のものと考えられる。また、これらの確

認等に加えて、免責事由の存否や危険に関する告知における契約の解除の可否等についても確認をすることが適正な保険金の支払のために必要な場合もあると考えられる。他方で、保険者による保険金の支払のための確認等を無制限に認め、その確認等に要した期間内は保険者が遅滞の責任を負わないとすることは、損害発生後遅滞なく損害のてん補がされることが期待されている損害保険契約の趣旨、目的に反する可能性があり、特に免責事由の存否等は、保険者が証明責任を負うべき事項であり、これらの事項について確認するための期間についても保険者が一切遅滞の責任を負わないとすることは、当事者間の公平を著しく害するおそれがある。

そこで、(7)では、保険金の支払時期について、このような損害保険契約の特性を考慮した合理的な規律を設けることとしている。

①では、保険金の支払について期限の定めがない場合には、民法第412条第3項により、保険者は保険金の支払の請求を受けた日の翌日から遅滞の責任を負うことを前提とした上で、保険者が保険事故の発生並びに損害の有無及び額の確認のために必要な期間が経過していないことを証明した場合には、保険者はその期間が経過するまでは遅滞の責任を負わないものとしている。

これは、期限の定めがない以上、必要最低限の事項について確認する期間に限って猶予を認めるべきであると考えられることから、民法第412条第3項の特則として、保険金の支払のために必須の確認に要する期間について、保険者が遅滞の責任を負わないこととするものであるが、その確認の対象には保険者が証明責任を負うこととなる事項（免責事由の存否等）を含めないこととして、②の場合との区別をすることとしている。

部会では、民法第419条第3項が金銭債務の不履行による損害賠償について不可抗力をもって抗弁とすることができないと定めていること等を理由に、保険者が遅滞の責任を負わない場合を認めるとしてもその範囲を明確にすべきとの意見があったことから、①では確認の対象を明確にしているが、そもそも期限の定めがない場合に一定の猶予期間を認めること自体に消極的な意見もあったことから、①を設けることの当否を含め、更に検討する必要があると考えられる。

②は、保険金の支払について期限の定めがある場合の規律であり、この場合には、原則として当事者間の期限の定めを有効としつつ、その期限が保険金の支払に当たり確認が必要な事項に照らして相当な期間を超えるときは、その相当な期間が経過した時から保険者は遅滞の責任を負うものとしている。



これは、部会において、保険金の支払のための調査が必要な場合でも保険者がいつまでも遅滞の責任を負わないのは不合理との指摘や、一定の猶予期間は認め得るとしても、その後は保険者が遅延損害金を支払うべきとの指摘等があったことを踏まえたものであり、適正な保険金の支払のために必要な確認（免責事由の存否等を含む。）を行う趣旨で当事者が期限の定めをした場合には、私的自治の原則の下、その合意を基本的に尊重するものとする一方で、その期限が不相当である場合には、上述した損害保険契約の趣旨、目的に反する可能性があることから、一定の時期以降については、保険者は遅滞の責任を免れることができないとするものである（なお、期限の定めには、一律に支払期限を定めるもの（例えば、保険金の支払の請求があった日から〇日以内とする定め）のほか、場合を分けて支払期限を定めるもの（例えば、調査の必要がない場合は〇日以内とし、調査事項を明示した上でその必要がある場合は〇日以内とする定め）も含まれると考えられる。）。

なお、①の「必要な期間」は、個々の保険金の請求ごとに必要な期間が判断されるのに対し、②の「相当な期間」は、個々の保険金の請求ごとに判断するのではなく、契約の種類、保険事故の内容やその態様、免責事由の内容等に照らして、その種類の保険契約において相当な期間と認められるかどうかによって判断されることを前提としている。

このように、①及び②は、いずれも保険金の支払のために一定の確認が必要であることを前提に、期限の定めがある場合とない場合とに分けて規律を設けているが、通常保険事故は保険契約者側の生活圏で発生し、保険給付のための確認に必要な情報も保険契約者側が有していることが多いことから、保険者側の事情ではなく、保険金請求権者側の事情によってその確認が遅延することがあると考えられる。他方で、保険契約者側の事情によってその確認が遅延した場合に常に保険者がこれによる遅滞の責任を免れるとしたのでは、保険給付のための確認について保険契約者側に過度の負担を強いる結果となり、ひいては①及び②において保険者が遅滞の責任を負うべき時期を定めた趣旨に反するおそれがある。

そこで、③は、保険契約者又は被保険者が①又は②の確認を故意に妨げ、又はこれに不可欠な協力を正当な理由なく拒んだことによって、その確認が遅延することとなった場合に限り、その遅延した期間について保険者は遅滞の責任を負わないこととしている（部会では、これらの場合に限らず、病院や警察等の第三者の事情で確認が遅延した場合にも保険者は遅滞の責任を負わないこととすべきとの意見もあった。）。

なお、③における妨害等の対象となるべき「確認」については、①の場合には、「保険事故の発生並びに損害の有無及び額の確認」を指し、②の場合には、「保険金の支払に当

たり」必要な確認を指すことを前提としている。

また、最判平成9.3.25民集51・3・1565は、保険金請求権者による請求手続があった日から30日以内に保険金を支払うこととし、ただし、この期間内に必要な調査を終えることができないときは、調査を終えた後遅滞なく保険金を支払う旨を定める火災保険契約の約款について、保険金支払請求手続をした日から30日の猶予期間を定める部分を有効としつつ、そのただし書の文言が極めて抽象的であること等を理由に、保険契約者等が調査を妨害したなどの特段の事情がある場合を除き、30日の猶予期間を更に延長する部分の効力を否定する旨の判示をしている。

(注1)では、部会において、②の「相当な期間」を保険金の支払の請求があった日から一定の日数とし、これを法定すべきとの意見があったことから、このような考え方について記載している。この考え方に対しては、保険金の支払のための調査に必要な期間は、契約の種類、保険事故の内容やその態様、免責事由の内容等によって異なるため、一定の日数を明示することは困難との指摘や、一定の日数を明示すると、適正な調査が行われずまま保険金を支払わなければならないことになるおそれがあるとの指摘等もされている(生命保険契約についても、例えば、交通事故による死亡と病死とでは必要な調査事項や期間が異なるとの指摘がされている)。さらに、部会では、消費貸借に関する民法第591条第1項との類似性を指摘し、具体的な事情によって異なるため「相当な期間」という定め方しかできないのではないかとの意見もあった。

そこで、これらの指摘を踏まえて、一定の日数を法定することの合理性や妥当性については、更に検討する必要があると考えられる。

(注2)では、①は任意規定とする方向としており、これは、①が期限の定めがない場合の補充規定となることを意味するものである。

また、②及び③は片面的強行規定とする方向としており、例えば、②の「相当な期間」を経過しても遅滞の責任を負わない旨の約定は許容されないと考えられる。

部会では、保険金の支払時期(3(7)参照)と関連して、保険者側の帰責事由によって被保険者が保険金の請求をすることができなかった場合には、損害発生時又は当該事由がなければ請求がされたであろう時から保険者は遅滞の責任を負う旨の規律や、保険者が被保険者から保険金の請求を受けたときに同じ被保険者を当事者とする保険契約の保険金の請求について説明をしなかった場合には、最初の保険金の請求の履行期から保険者は遅滞の責任を負う旨の規律を設けるべきとの意見があった。

このような意見に対しては、実務上、保険金請求権者から保険者に対する照会の内容には様々なものがあるため、保険者側の帰責事由の有無によって一律に規律をすることは適当でない旨の指摘がされており、また、例えば、傷害・疾病保険契約においては、保険者からの保険金の請求に関する説明ががんなどの病名の告知につながる場合があることや、実務上はチェックリストを送付する等の方法により保険金の請求の機会が適切に確保されるようにするための工夫がされていること等の指摘もされている。

このような保険者の責務については、契約当事者間の信義則から生じるものであり、個々の事案ごとに損害賠償によって対処することが適当とも考えられ、また、どの時点で保険金の請求があったと認められるかという事実認定の問題でもあり、請求があったと認められればその時点から保険者は遅滞に陥ることになるとも考えられ、このような観点からも、特別の規律を設ける必要性やその当否について検討する必要があると考えられる（さらに、同一人を被保険者とする保険契約であっても、それが契約法上別個の契約として位置付けられるものであるとすれば、これらを関連付けて保険者の行為規範を定めることの当否についても検討する必要があると考えられる。）。

## 7. 「損害保険会社に対する先取特権」 関連部分

### 【中間試案】

保険金請求権等の保険者に対する権利に関する一般的な規律として、一定の範囲内で差押えを禁止する旨の規律や保険者の財産に対する一般先取特権を付与する旨の規律を設けることについては、なお検討する。 【各契約共通事項】

### 【同・補足説明】

現行法上、これについて一般的な規定はないものの、保険業法第117条の2において、生命保険会社に対して保険金請求権等を有する者は一般先取特権を有するものとされている。

部会では、保険金請求権等を有する者を保護するという観点から、これを一般化して保険法で規定すべきとの指摘がされているが、他方で、被保険者等の先取特権を定めることは、その要保護性があるか、債権者平等の原則との関係で正当化することができるか等について検討する必要があると考えられ、部会では、損害保険会社について社債権者との均衡（保険金請求権者よりも社債権者が劣後することの合理性）の観点から、共済については他の債権者（預金請求権者等）との均衡の観点から、それぞれ疑問が呈されている。

また、部会では、保険者が専業の場合（保険事業だけを行っている場合）には保険者に対する権利について一般先取特権を定めることが可能ではないかとの提案がされているが、保険者が専業かどうかは専ら監督法において政策的な観点から定められるものであって、契約法である保険法でこれを前提とした規律を設けることの当否が問題となること、専業の場合に限ったとしても、他の債権者は存在することから債権者平等の原則との関係が同じく問題となることを踏まえて検討する必要がある。

## 8. 「傷害・疾病保険契約に関する規定の創設」 関連部分

### 【中間試案】

「損害保険契約」、「生命保険契約」及び「傷害・疾病保険契約」に分けて記載しているが、この中間試案では、傷害又は疾病によって生じる損害（費用等）をてん補する契約（以下「損害てん補方式の傷害・疾病保険契約」という。）を損害保険契約として整理している。

傷害・疾病の死亡給付に関する契約（第3の1(1)の（注2）参照）については、基本的に1(2)以下の規律と同様の規律を設けることを前提としている（契約法上これを生命保険契約として位置付けるべきか、傷害・疾病保険契約として位置付けるべきかについては、なお検討する。）（略）

### 傷害保険契約及び疾病保険契約の意義

- ① 傷害保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者の傷害に関して一定額の金銭の支払〔その他の一定の給付〕をすることを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。
- ② 疾病保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者の疾病に関して一定額の金銭の支払〔その他の一定の給付〕をすることを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

（注3） 損害てん補方式の傷害・疾病保険契約に固有の規律を設けるかについては、第2の（損害保険契約に関する事項関係後注）1参照。

### 【同・補足説明】

損害てん補方式の傷害・疾病保険契約を損害保険契約として整理しているのは、このような契約は損害保険契約であり、損害保険契約に固有の規律（重複保険（第2の3(6)）や請求権代位（同(12)）等の規律）が基本的に適用されると解されていることを踏まえたものであるが、これを法律上どのように位置付けるかについて、部会では、このような整理のほかに、むしろ、人保険という点に着目し、基本的に傷害・疾病保険契約の規律を適用するという方向で考えることも含め検討すべきとの指摘もされている（（損害保険契約に関する事項関係後注）1の説明参照）。

なお、中間試案では、損害保険契約、生命保険契約及び傷害・疾病保険契約それぞれ

について契約の成立から終了までを一通り項目立てしているが、これは法案の編別構成（章や節の区分、条文の配列等）を意味するものではない。法案の編別構成については、立法形式（商法の一部改正の方法によるか、単行法の制定によるか）とともに、今後法制的な観点から、事務当局において検討を進めることになる。

以 上